平成２２年（フ）第５０７号
北海道旭川市豊岡15条６丁目３番５―556号市住556号
債務者　横山真理子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０８号
北海道旭川市永山３条１丁目３番25号　Ｎ３．１―Ⅱ205号室
債務者　田中　雅敏
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１２号
北海道旭川市永山６条15丁目２番２号
債務者　村上　弘行
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
北海道旭川市大町２条１丁目６番地の７　山本コーポ11号室
債務者　中平　敏晴
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
岡山県久米郡久米南町神目中５番地１
債務者　名和　恒彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４２１号
福岡市中央区天神３丁目10―32―902、旧住所熊本市新町３丁目９―14フラワーマンション1104号
破産者　福田　博文
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６９２２号
大阪市城東区古市３丁目８番８―1104号、前住所大阪市中央区内淡路町２丁目２番11―803号
破産者　岩渕　吾郎
1　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
2　一般調査期日　平成23年１月31日午後３時30分
平成22年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６４号
長崎県西海市西海町木場郷475―３、住民票上の住所長崎県西海市西海町木場郷109番地56
破産者　岩本勘一郎
1　破産債権の届出期間　平成23年１月13日まで
2　一般調査期日　平成23年２月18日午後２時30分
平成22年12月13日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
福井県坂井市春江町江留中第29号５番地31
破産者　北山建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年３月15日午後２時30分
平成22年12月14日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
兵庫県三田市あかしあ台５丁目30番地２　２棟306号、開始決定時の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｎ棟1406号
破産者　坂東　　繁
1　破産債権の届出期間　平成23年１月19日まで
2　一般調査期日　平成23年２月９日午前10時45分
平成22年12月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９８号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―701号、開始決定時の住所北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2270番地18
破産者　笹山　雄司
1　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
2　一般調査期日　平成23年３月８日午前11時45分
平成22年12月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５４８号
大阪市中央区南船場１丁目７－８―1004
破産者　宮本　幸輝
1　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
2　一般調査期日　平成23年２月21日午後３時30分
平成22年12月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６６号
大阪市此花区伝法３丁目12番10号
破産者　大田有紀子
1　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月３日午後３時30分
平成22年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３号
福井県福井市江上町第50号19番地
破産者　中川商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
2　一般調査期日　平成23年５月17日午前11時
平成22年12月14日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６８号
大阪市此花区梅香１丁目８番８号　高完培方、開始決定時大阪市此花区春日出南２丁目５番33号
破産者　岡田　和男
1　破産債権の届出期間　平成23年１月31日まで
2　一般調査期日　平成23年３月２日午後３時
平成22年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４８９４号
大阪市中央区淡路町３丁目３番10号
破産者　常磐株式会社
1　期日　平成23年１月31日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２１１６号
東京都中央区八丁堀２丁目４番10号
清算株式会社　株式会社プリマ
代表清算人　吉川　　力
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０８０号
東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテルニューオータニ内
清算株式会社　株式会社起業研究所
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部